

防衛科学技術委員会設置のねらい

井原 聰（東北大学名誉教授）

研究開発費の急増にともなう措置？

防衛省内に防衛科学技術委員会(以下、委員会と略す)が設置され、第1回会合が本年(2025年)6月12日に開催された。設置の背景として「防衛省における装備品等の研究開発費も急増しており、政府全体における科学技術関係予算の防衛省が占める割合も大きなものとなっている。そのため、防衛分野に対して投資した金銭的・人的リソースがもたらす成果については、防衛力の向上に留まらずに、我が国の国力の向上に裨益することが重要になっている」(「科学技術と安全保障に関する諸課題について」2025.6.13、防衛省)と書かれていた。要するに予算が沢山あるので、装備品開発以外にも国力向上に役立ちたいというのである。「裨益する」問題は後述するが「防衛省が占める割合も大きなものとなっている」と他人事のような書きぶりに驚かされる。防衛省の科学技術関係予算が科学技術関係予算総額の1割に近いことにも驚きを禁じ得ない(表1)。いうまでもない大軍拡政策によるものである。そこでこの委員会について触れておきたい。

表1 2025年度科学技術関係当初予算総額(単位:億円)

国会	11
内閣官房	644
内閣府	1,078
警察庁	20
消費者庁	49
こども家庭庁	9
デジタル庁	65
復興庁	368
総務省	1,703
法務省	12
外務省	718
財務省	10
文部科学省	20,584
厚生労働省	2,096
農林水産省	2,048
経済産業省	9,990
国土交通省	4,551
環境省	1,634
防衛省	4,933
合計	50,526

<https://www8.cao.go.jp/cstp/budget/r7yosan.pdf>より作成

について触れておきたい。

防衛科学技術委員会(DSTB)のメンバー

防衛省は第一回会合で「科学技術と安全保障に係る諸課題について、防衛大臣に対し必要な助言

や提言を行う恒常的な会議体として、防衛科学技術委員会(DSTB:Defense Science and Technology Board)を設置」(防衛科学技術委員会 HP 概要)したとして委員の名簿を発表した(表2)。

第2表 防衛科学技術委員会(五十音順)			
	氏名	職名等	専門等
	石塚満	東京大学名誉教授	知能情報学
	岩本愛吉	東京大学名誉教授	医学 感染症分野
	上野山勝也	㈱PKSHA Technology 代表取締役	深層学習を中心としたAI技術
	上山隆大	前総合科学技術・イノベーション会議 議員	科学技術政策
	遠藤典子	早稲田大学研究院教授	エネルギー政策、リスク・セキュリティガバナンス
	片岡晴彦	元航空幕僚長	元航空自衛官、電気化学
	叶謙二	前防衛装備庁装備官(陸上担当)	装備官・陸将
	後藤厚宏	情報セキュリティ大学院大学教授	知識情報システム
	柴田弘	前防衛装備庁装備官(海上担当)	海軍の艦船・武器課長
○	中須賀真一	東京大学大学院工学研究科教授	宇宙システム工学、ロボティクス
	永谷圭司	筑波大学システム情報系教授	フィールドロボティクス
	宝野和博	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 構理事長	金属物性・材料
◎	前川禎通	東北大学名誉教授	磁性、超伝導、強相関系
	松澤昭	東京科学大学名誉教授	電子回路、アナログ・デジタル混成集積回路
	三島茂徳	元防衛装備庁防衛技監	防衛技監
△	松本恭典	防衛装備庁技術戦略部長	技術戦略部

◎委員長、○委員長代理、△事務局長

技術委員会より作成(専門は筆者が記入)

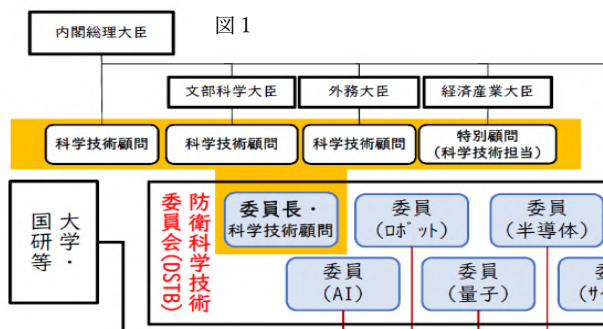
委員となった大学関係者はそれぞれもっか軍事技術開発に不可欠な最先端分野のエキスパートで、政府関連の委員会等に関係した人も少なくない。

また、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の議員だった上山氏が入っていることにも注目される。彼はCSTIに係って、十数個の委員会に名を連ね、科学技術関連の巨費を動かしてきた人物である。私の憶測をいうとこの6月に成立した新法による「新学術会議」の何らかのポストを狙っているのかもしれない。また彼はかつて科学技術振興機構の橋本和仁氏とともに、アカデミアと防衛省を、国立研究開発法人を仲介させて、防衛装備研究開発のシステムを提起しており(「経済安全保障推進法の審議・今後の課題等について」内閣官房 経済安全保障法制準備室、2022.7)、その実現の筋道を作る役目なのかもしれない。

一方、PKSHA Tecの上野山氏は、人とソフト

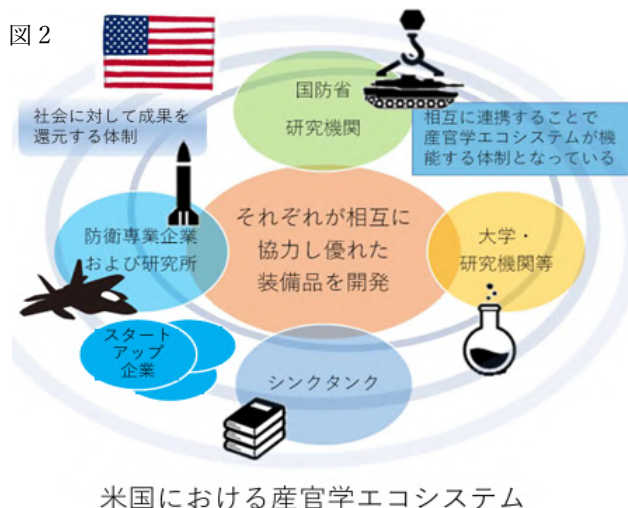
ウェアの共進化をモットーにマルチモーダル AI 技術の未来を探るエキスパートであるだけに軍事技術研究体制に組み込まれたことが惜しまれ、今後の行動を注視していきたい。

さらに安全保障技術研究推進制度の応募に積極的であった国立研究開発法人 物質・材料研究機構の理事長が加わり他の研究開発法人を牽引していくのであろう。図1をみるとあたかも防衛科学技術委員長が関係省庁等の科学技術顧問のまとめ役のようにも見える。



米国の Defense Science Board (DSB/国防科学委員会、メンバーは40人)をまねたものと思われるが、国防総省の DSB Reports を見ていると軍事技術の未来動向の調査分析・開発が中心となっているが、DSTB は安全保障に係る諸課題ばかりでなく「科学技術」の諸課題にまで対象を広げている。

「防衛専門企業および研究所→スタートアップ企業→シンクタンク→大学・研究機関等→防衛省・研究機関→防衛専門企業および研究所」とそれぞれ相互に協力し装備品を開発する産官学エコシステムが機能している軍事研究体制(図2、「科学技術と安全保障に関する諸課題について」p.24)の米国と軍事研究に手を貸さない憲法と学問風土、文化を維持してきた国に軍事研究推進の DSB に似たも



のを根付かせようとしていることは許せない。

軍産官学の軍事研究体制

委員会設置要綱によると「防衛省が直面する科学技術及び安全保障に係る複雑な諸課題の解決に向けた科学技術に関する政策及び施策の企画立案の促進に資するため」とある。念を押すように「討議事項」としても「委員会は、科学技術及び安全保障に係る重要な事項について討議を行い、防衛大臣に対し必要な助言又は提言を行う」と軍事技術ではなく科学技術が強調されている。

「我が国の国力の向上に裨益」として、防衛省の分を越えた主張は何を意味するのだろうか。「防衛省が直面する科学技術」、「科学技術に関する政策及び施策の企画立案の促進」を防衛大臣に提言する意味を考えざるを得ない。

委員は「科学技術について様々な専門知識を有する学識経験者及び実務経験者のうちから、それぞれ防衛大臣が委嘱する」、「原則として防衛省参与をもって充てる」「任期は、原則として2年とし、再任を妨げない」とあるが防衛省参与をもってあてるとあり、「国家機密」を扱うために参与職としたものであり、秘密を守る義務が科せられる。

防衛力の向上(軍事技術の向上)に留まらず国力の向上に尽くすという。資料にある背景にはなお「科学技術に関するTOP10%論文数の減少」「我が国技術分野の現状」が語られ軍事技術とは距離のある情勢も語られたとみられる。ついで「防衛産業の概況」とつづき、お定まりの「アカデミア(日本学術会議)と安全保障の関係」「安全保障技術研究推進制度の概要」で終わっている。会議の内容は公開されていないが資料の流れから上山氏の独壇場のような内容となっている。

こうした建付けから軍事研究の推進ばかりではなく、防衛省サイドから日本の科学技術政策の軍事体制化と軍事産業の拡大による軍産官学共同体の確立が目指されていると考えられ、今後の動向をチェックしていきたい。

8月3日「日本学術会議問題を考える学者・市民の会」はシンポジウム「学問の自由は守られるのか？」を明治大学で開催しました

映像と資料は「大学フォーラム」のHPでご覧ください。

<https://univforumsakura.ne.jp/wordpress/materials/scjincorporationmaterials#symposium20250803>

本号では次ページから佐藤氏と小森田氏の講演を掲載します。当日割愛されたところも加筆していただきました。

8月3日シンポジウム「学問の自由は守られるのか？」

学術会議への権力介入の現段階

東京大学名誉教授 佐藤 学

日本学術会議問題の経緯

1948年の日本学術会議法の法的根拠は憲法23条学問の自由です。学問の自由を憲法に掲げている国は意外に少なく7か国ぐらいです。それらの国は第二次大戦中に科学が戦争に総動員されています。日本学術会議は日本の科学者の軍事協力への反省から生まれました。そして当初は重要な科学的提言を担いました。しかしその後、56年に学士院が独立し、59年に科学技術会議が作られ、政策的な影響力は薄れていったのです。

会員は最初は自由立候補と投票制で選ばれたのですが、83年に研究連絡会議（分野ごとの代表学会の連合）が「推薦人と会員候補」を推薦し、推薦委員会が候補者を決定し、内閣総理大臣に推薦して任命される方式に変わりました。

2004年にまた改正されました。コオプレーションで会員を選ぶことや連携会員制度を導入した現行の日本学術会議が発足したのです。実は1999年に「中央省庁改革基本法」が制定され、学術会議も存続の危機にあり、いったんは総務庁の所属に移行しました。その年、世界科学会議がブダペストで開催され、アカデミーのあり方を提唱した大変的確な文書であるブダペスト宣言が出されました。当時学術会議の吉川会長が世界科学者会議の会長でした。その宣言を活かして新たな学術会議が発足したのです。その時存続の危機にあった学術会議を守ったのは自民党良識派でした。政府と学術会議の関係は良好だったのです。それが2004年法の背景です。

1996年から総合科学技術会議が5か年計画をはじめ、2000年からの第2次5か年計画は24兆円の国家投資を行ったのです。科研費が年間2400億なので膨大な差です。日本の科学技術政策は現在の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が決定しています。しかしものすごいお金を投じながら日本の経済も科学技術も凋落しています。どこに使われているのか、そのチェックは行われていません。さらに2010年に始まったマスタープラン（総額4000億円程度）は、学術会議の側から国家投資を方向付ける趣旨だったのですが、当初採択されたのは工学系が9割です。私

の個人的印象ですが、これによって第3部と第1部の意識のずれが生じてきました。

2015年、内閣府有識者会議の最終報告は、現行の組織形態は「ふさわしいのであり」「これを変える積極的な理由は見出しにくい」と、組織を変える必要はないとしました。この有識者会議は2005年の発足時に10年以内の検証を決定されていて合法的な報告でした。通常、見直しは10年単位ですから2023年に作られた有識者懇談会には法的根拠はありません。見直しは10年ごとに行うとされ、すでに結論はでていたのです。そのことを踏まえれば、有識者懇談会自体が学術会議への権力介入であったと私は認識しています。

2020年の菅首相による任命拒否は、学術会議潰しと学術総動員体制のために国の下請け機関にする動きでした。2015年に安保法制に反対する学者の会が立ち上がりますが、その呼びかけ人の半数が学術会議元会員でした。それに対する安倍首相と杉田官房副長官のショックから、学術会議潰しへ向かったのです。

法人化と権力介入の展開

法人化自体は2003年に学術会議が総務庁におかれるときに言われていました。2003年総合科学技術会議は「国家的な存在根拠と財政基盤を受けた独立の法人とすることが理想像」としています。2015年には日本経済団体連合会産業技術委員会が「日本学術会議のあり方の見直しに向けて」、公益社団法人or国立大学法人のような特別の法人、国立研究開発法人型の独立行政法人、の3つを挙げていました。しかし2020年12月の自民党PT案以降の「法人化」案は、それらとは非連続の「法人化」案です。

自民党PT案、有識者懇談会の「法人化」は、「科学者の総意」（科学者共同体）を基盤とする「法人化」ではありません。「国民の総意」という詭弁で、もっぱら日本学術会議への人事、運営、組織における権力介入を制度化するための「法人化」です。新法は「特殊法人」を選択して権力介入を法制的に正当化したのです。特殊法人は政府の下請け機関です。他の法人の可能性もありえたのに。自民党

P T案の枠を一步も出ないで法人化を断行する選択だったと思います。

＜権力介入の新段階＞

今回、自民党も総合科学技術会議も「日本学術会議つぶし」に突っ走りました。安倍政治の延長線上に新法の成立があります。安倍派の政治家と一部官僚は2020年の6名任命拒否を契機に一気に「学術会議つぶし」「学術総動員体制づくり」を画策していたに違いありません。しかし予期せぬメディア報道と市民の運動で、この目論見は頓挫しました。任命拒否によって日本学術会議問題は一挙に「政治化」しました。内閣府と国会およびメディアにおいても「政治化」しました。デマの氾濫、ルサンチマンの爆発、「学問の自由（自律）」からの離脱、科学者の分断が始まりました。岸田首相、石破首相は「党内政治」を優先し、学術会議問題に対して「沈黙」を保ちました。担当大臣は井上大臣から坂井大臣まで5人も変わりますが、最初の井上大臣以外は「沈黙」を続けました。その中で笹川室長が一人で進めてきたのです。笹川室長が担当大臣以上の権力を発揮し、官僚が進め、内閣府も政府もコントロールしなかったことは国会と行政機関の中の民主主義の問題として残ります。

「学問の自由」が顧みられなくなり、学問へのリスクが失われ、「国益」だけが最優先され、民主主義が機能しない社会において、アカデミーはどこに存在基盤を持ちうるのでしょうか。

新法案成立過程における問題 一個人的意見一

＜内閣府と有識者懇談会＞

① 内閣府にも有識者懇談会にも「アカデミー」を理解し、その価値を認識している人は一人もいなかったのです。

② 内閣府も有識者懇談会も「自民党PT案」（安倍派の改革構想）に固執し続け、その枠組みを一步も出なかったのです。

③ 内閣府も有識者懇談会も学術会議の声を一顧だにしませんでした。

④ 担当大臣（5人）は任命拒否直後に井上担当大臣は学術会議に顔を出し対応しましたが、その後誰もが沈黙し、事務担当に徹すべき笹川武室長が学術会議総会でも有識者懇談会でも担当大臣や座長以上の権力を行使したのです。

＜市民社会とメディア＞

① 任命拒否直後には、日本学術会議問題への関心が一挙に高まり、新聞、テレビ共に報道し千を超える団体が抗議声明を発しましたが、新・学術会

議法の強行に対しては、一部メディアや学協会や市民団体以外は、それほどの関心を示しませんでした。5年間で、日本社会の保守化と全体主義化は想像以上に進行していたのです。

② 「学者・市民の会」の活動は決定的に重要でした。それがなければ悲慘な展開になったでしょう。

＜日本学術会議＞

① 2024年12月まで日本学術会議は「5要件」を掲げて内閣府と対峙していました。しかし12月以降、その対決姿勢は内部から崩れ始めました。

② 第26期の学術会議の政府との対応に、いくつか問題がありました。個人的意見ですが、第一に有識者懇談会は無視していい存在なのにそこを内閣府との交渉の舞台にしたことです。政府との交渉は担当大臣および首相とすべきでした。第二に政府との交渉を学術会議内の「コア会議」を中心に議論したことです。運営規則にのっとって幹事会と部会と総会で議論すべきでした。この二つの運営上の問題から、笹川武の思惑とペースにはまり込んでしまったのです。

③ 元会長6名の連帯と努力は貴重であり、敬意を表します。（2023.2.4, 2024.6, 2025.2.4.5.6の共同アピール）

「アカデミー」としての存続は可能か

10年間におよぶ日本学術会議への権力介入の政治的意図は、「アカデミーつぶし」（日本学術会議は戦後民主主義の最後の砦）と「学術総動員体制」の構築（軍拡路線の学術体制）です。

① アカデミーは「科学者の総意」（科学者共同体）を基礎とし、政治権力からの独立と自律を生命線としています。今後、人事と運営の「独立性」と「自律性」をどう保持し貫くかが問われています。

② アカデミーは科学者共同体の代表です。その基盤となる科学者共同体をどう組織していくのか。新法は「部」も「分野」の組織も定めておらず、「連携会員」も「学協会」も考慮していません。

③ 政府の意図は「総合科学技術イノベーション基本計画」（国策）（現在第6次＝30兆円、民間も含め120兆円）の「学術総動員体制」に日本学術会議を組み込んで（シンクタンクとして活用し）、軍拡路線を突き進むことにあります。2024年に防衛省の研究費は科研費を超えています。この一連の動きに対してどう抵抗し、アカデミー（科学者共同体）と市民社会の連帯を築くことができるのか、日本の科学技術の在り方、アカデミーの在り方を市民社会としてどう考えるのかも今後の課題です。

8月3日シンポジウム「学問の自由は守られるのか？」

科学的助言とは何か

東京大学・神奈川大学名誉教授 小森田秋夫

国会審議の中で坂井大臣は、法案は「学術会議の機能強化に向けて、その独立性、自律性を抜本的に高めるためのものである」（衆院本会議 4.18）とくり返し語りました。しかし、審議全体として、学術会議の「機能」とは何かについては十分論じられませんでした。そのような中で、6月3日の参議院内閣委員会に参考人として招かれた上山隆大・日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会委員と、吉村忍・前学術会議第三部長（理学・工学）の発言は重要なものでした。

吉村氏は、法案を批判する立場から、次のように発言しました。

①現代の科学が直面している諸問題には、一つの学問分野だけからは適切に対応することが困難な課題が山積している。このため、多様な観点から多様な科学者がそれぞれの科学的知見にもとづく丁寧な議論を行ないながら「科学的合意形成」を進めていくことが肝要である。

②学術会議は、三部にまたがる会員と連携会員によるこのような科学的合意形成の成果を、勧告・声明・提言・見解等の「科学的助言」として表出している。合意形成の結果とともに、整理された多様な観点、多様な審議プロセスこそが、信頼に足る科学的助言の価値である。

③社会は、そのような科学的合意形成の結果をも参考に「社会的合意形成」を進め、政治は「政治的意思決定」をしていくべきものである。

④「広い時間軸・空間軸と広範な学術的視野」をもつ「科学的合意形成」の結果と、「社会的合意形成」の結果、「政治的意思決定」の結果とは、必ずしも一致するわけではない。科学と政治は役割が異なり、協調することも対峙することもある。

⑤課題設定や委員選定の段階で政治や行政の意思が働き、場合によっては議論の前提にすでに政治的判断が埋め込まれることも起こりうる審議会と、独立性・自律性を必須とする学術会議とは性格がまったく異なる。

私は、これに全面的に賛成です。これは吉村氏の個人的見解というよりも、学術会議の考えを集約したものだと思います。特に、今まであまり語

られてこなかった「社会的合意形成」について触れている点から啓発を受けました。

実は、今の法律には「科学的助言」という言葉はありません。政府に「勧告」する権限があり、勧告事項が挙げられています。この中に①科学の振興と②研究成果の活用がありますが、①はいわゆる「科学のための政策」、②は「政策のための科学」にあたります。勧告はこの両方にまたがっています。近年では勧告は少ないですが、提言・声明などもこの二つにまたがっていると言ってよいでしょう。

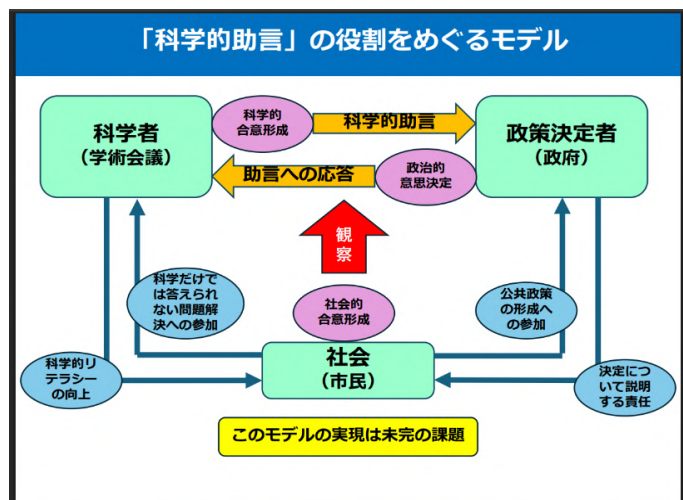
2008年の学術会議憲章の第3項目に「日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する」とあります。主体は社会で、社会が選択する際に参考にしてもらえのが学術会議の見解だ、という考え方がここに示されています。

「科学的助言」という言葉は、3.11を経て2013年に改訂された「科学者の行動規範」で正面から出てきます。「科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。」

「科学的助言」はどれぐらい行なわれているのか。第25期(2020.10~2023.9)では勧告1、声明3、回答3、提言8、見解37、報告27となっています。前の期より減っていますが、精選した結果であって活動が衰えたからではありません。

「科学的助言」がどのような位置を占めるかについて、私なりの図を作ってみました。

科学者は、吉村氏の言葉を借りれば、「科学的合意形成」にもとづいて「科学的助言」を政策決定者に行います。政策決定者は自らの政治的責任において意思決定を行います。そしてもし「科学的助言」と異なる決定を行った場合は、その理由を説明します。それが助言への応答です。こういう関



係が成り立つことが望ましい、と学術会議はこれまで考えてきました。

判断の主体である社会（市民）はどういう位置にあるかという、科学者との関係では、科学者は科学の成果を市民に伝えることで科学的リテラシーの向上に貢献します。しかし、市民は成果を受け取るだけではなく、科学だけでは答えられない問題（いわゆるトランスサイエンス）について科学者と一緒に考え、問題解決に参加するのです。遺伝子組み換えとか生殖補助医療とか高レベル放射性廃棄物の処理、生成AIの受容など、科学者には一定の見解がありデータも示しますが、最終的には市民も加わって判断すべき問題がたくさんあります。

これは科学者と市民との双方向的な関係です。学術会議の2011年9月の幹事会声明（3.11後の取り組みの経験を踏まえて作られた文章）に、このような考え方が示されています。そして図右の政府との関係では、政府は決定について市民社会に説明しなければいけないし、社会は公共政策の形成に参加するという立場に立っています。

こういう三者の関係がうまくいくためには何が必要か。政策決定者と科学者の間できちんとしたやり取りができており、それが公開で行われ、社会が観察することができる、ということです。これは「モデル」とあるように、あるべき姿であって、実際にはその通りになっているわけではありません。最大の問題は、政府が応答していないことにあります。政府は、自ら審議依頼をした場合ですら、学術会議の回答にはっきりした形で応答していません。

「科学的助言」が成り立つために必要なのが独立性です。私は、誰が問いを決定するか、誰が審議するか、そして結論をどのように出すか、の3要素があると考えています。政府の審議会などの諮

問機関モデルでは、この3つについて諮問者が主導し、往々にして政府の決定の正当化に用いられる傾向があります。それとは異なり、問いの設定、審議主体の決定、結論の3つについて、学術会議自身が主導し、自主的・自律的に行うのが独立性の中身です。そのことによってこそ、政策決定者や市民社会の公共政策についての決定を助ける役割を果たすことができます。

最後に、法案を支持する立場から、上山氏が参考人として述べたことを紹介します。

①問われているのは、10億円程度の「小さな予算」で政府の中にとどまり、「小さな社会的影響力」しか持たず、権威もないような現状を維持したいのか、世界のアカデミーのような「大きな組織」に発展させていきたいのか。あまりに大きな「世界のアカデミーの理想型」との差を埋めるべきではないか。

②アカデミーは、「政府の政策に対しても十分な科学的根拠をもって自由に賛成あるいは反対の見解を述べることができる組織」でなければならない。そのためには、「決して政府の中に存在してはならない」。政府の中の存在では、世界のアカデミーから理解されない。

③「政府や各省との真摯な対話」を通して「社会の課題を解決」するための政策に直結する提言を行なうことが求められている。

④学術会議には学協会をつうじた人的なネットワークがあるが、それを動かして「特定のテーマに関する研究」を行うだけの財政的基盤がないのが、科学的助言に積極的でない原因。政府から「対価」（契約や助成金）を得て提言を出すことにすれば、「ひとつのプロジェクトごとに数十億のお金が付いていく可能性がある」。

⑤アカデミアの資金は税金でなければならない。ただしそれは、常に細かい評価の対象となる。そこで、民間からの資金が「何にでも使えるお金」として必要になる。学術会議がその活動をつうじて信頼を高めれば、増えていく。

⑥評価委員会・助言委員会などの仕組みは、政府予算の拡大や民間との連携強化のための「コミュニケーションのツール」に過ぎない。政府から出て自力で運営してゆく組織体にとっては、むしろ有益である。

私はこの発言を聞いて、政府中枢に直結した科学技術政策の「指令塔」であるCSTIの常勤有識者議員として、9年間、巨額の国家資金を動かして

きたことからくる感覚をもとに、米英、とくにアメリカのアカデミーをモデルとして、有識者懇談会という典型的な諮問機関型組織をつうじて提出された学術会議論ではないかと思いました。

これについて、手短かにコメントします。

①アカデミーは、「政府の政策に対しても十分な科学的根拠をもって自由に賛成あるいは反対の見解を述べることができる組織」でなければならないというのはそのとおりだが、国の組織＝自由にものを言えない、法人＝自由にものを言える、という図式は誤りではないか。

法人化論者は、学術会議が「国の特別の機関」であることには触れずに、もっぱら「政府の組織」であると言い、「政府の組織」が「政府を批判する」のは不自然だ、と主張します。しかし、例えばコロナ対応の経験は、具体的な経緯を調べてみると、「政府の中にいる」から政府の政策に批判的な態度をとることが難しいという事例かどうか疑問があります。

②「政策のための科学」（新法第1条「社会の課題の解決」）の強調に問題はないか？

まず、学術会議が「政策のための科学」を軽視してきたかのような認識は、現実には合いません。また、政府等との「問題意識・時間軸の共有」の強調は、取り上げる課題の範囲を狭め、方向を制約する可能性があります（上山氏は有識者懇で、CSTIでは学術会議から「政策に生かせるタイプの助言」（制度化と予算確保を裏づける助言）を受けたことはない、と述べています）。それでは、「警鐘を鳴らす」ような提言は「社会の課題の解決」に含まれるのでしょうか？ 他方、「政策のための科学」と対をなす「科学のための政策」（その基礎にある知的好奇心にもとづく「科学（知識）のための科学」という科学の原点）を軽視してはなりません。とくに、CSTIの政策に対するチェック機能をはたせるのは学術会議です。「プロジェクト」、「重厚な科学的分析」などと語られていますが、学術会議の「科学的助言」とは、研究活動そのものとは異なる、非常勤の会員による社会にする発信であることがどの程度意識されているのか。気になります。

③人文・社会科学から自然科学までの諸科学をバランスよく包括した学術会議の特徴は、どのように受け止められているか。

上山氏によれば、「人文系と自然科学系とはどこか違う組織として動かしていくのが普通」とされており、人文・社会科学と自然科学とを包含する学術会議の特徴がとくに評価されているようには

見えません。自民党PT 提言（2020.12）は、3つの部に各 70 人程度と同数が割り当てられているのは、実際の科学者総数の割合（人文・社会科学 11.5%、生命科学 19.9%、理学・工学 68.6%）に比して適切であるかについては議論の余地があるとし、人文・社会科学系が多すぎる、と示唆していました。今後、光石会長が宮園浩平 CSTI 常勤議員および佐々木毅・日本学士院院長と協議したうえで任命する「候補者選考委員会」が設置され、新「学術会議」の会員候補者 125 人の選考が進められます。そのさい、とくに科学の諸分野にどのように会員が配分されるかは、新「学術会議」の性格を左右するものとなるでしょう。

④対価を得て資金を獲得することは、「科学的助言」の独立性を脅かさないか？

アカデミアの資金は税金でなければならないという認識は妥当なものだと思いますが、資金の出所が国費である場合は学術会議の活動の評価を伴うことが当然視されています。内閣府は、補助金の交付の手続はこれまでと同様であるとしつつ、予算策定過程における「査定」を伴うことを強調しています。「中期的な活動計画」がその根拠とされるでしょう。このような中で、科学的助言の対象が対価の得られる課題に傾斜する可能性があります。民間からの寄付の獲得の努力が、評価委員会の評価の対象となる可能性も高いと思います。

⑤評価委員会・助言委員会などの仕組みは学術会議にとって有益だという見解は、外部者からなる役職・組織を置くことにともなう学術会議の独立性との緊張関係がまったく意識されていません。法人化が学術会議を管理しようとする政府の意思を背景としているという歴史的な文脈も無視されています。

私は、今後どうするかと考えるときに、学術会議が形成してきた「科学的助言のモデル」、それは未完であり、今後中味を与えてゆくべきモデルですが、これを改めて共有し、どうすれば守ることができるかを考えることが、組織形態を議論する大前提として重要ではないかと思っています。このモデルが成り立たなくなれば、社会は、総合的な科学的知見の助けが必要なことがらについて、政府の政策や諸利害から独立して見解を述べる公的組織を失い、政府の政策は、科学的根拠によって裏づけられた合理性を失い、科学者コミュニティは、学問の自由と社会的責任にもとづく学問の自律性を擁護する自らの代表を失うことになりかねません。

《声明》

戦後 80 年にあたって

2025 年 8 月 15 日 戦争と医学医療研究会 世話人会

第 2 次世界大戦終結から 80 年を迎えました。

戦争は人命を奪うこと自体が目的のひとつとなり、医療人員・施設の破壊により人々が医療を受ける権利を奪います。日本では原子爆弾や東京をはじめ各地での無差別空爆、沖縄の地上戦などでも多くの命が失われました。戦争は、命を尊び守ることを目的とする医学医療とは対極にあることを、第 2 次世界大戦は如実に示しました。

日本はアジアの国々を侵略し甚大な命を奪った加害者であったことも忘れてはいけません。医学界でも 731 部隊のように医学者・医師が戦争の下で命を奪う側に転じていきました。戦後も、米軍との取引で免罪された元 731 部隊の研究者が 1952 年の日本学術会議で「細菌兵器使用禁止にかんするジュネーブ条約の批准を国会に申し入れる」声明に反対を唱えたように、731 部隊の反人道的で非倫理的な思想が日本の医学会、学術界で総括されずに現在に至っています。

大戦後に平和を希求して出発し 80 年、世界は各地で戦争が進行し、さらなる戦火の拡大や核兵器使用が危ぶまれています。戦争放棄の憲法で戦争放棄を謳い出発した日本でも、安保 3 文書での日米軍事同盟の強化、機密保護法、先制攻撃の容認、突出した防衛費の増額がなされ、今年は戦争への学術界の協力の反省から出発した日本学術会議が政権の管理下に軍事研究に取り込まれる危険性が高い法人化法が成立しました。不都合な歴史の消去を狙う歴史修正主義が横行し、7 月の参議院議員選挙で改憲勢力が 2/3 以上を占めるようになりました。

戦後 80 年を迎えた今こそ、歴史に学び歴史の教訓を未来に活かすことが重要になっています。

戦争と医学医療研究会は、これからも歴史の検証をすすめ、科学的な見地に立って、反戦・平和・反核の未来に寄与すべく活動することをここに表明し、平和を希求するすべての人に連帯を呼びかけるものです。

【紹介】8 月 13 日 Japan Times 記事「隠された名簿と日本の細菌戦の遺産」の要旨

<https://www.japantimes.co.jp/news/2025/08/13/japan/history/unit-1644-nanjing/>

駒ヶ根市の竹上勝俊氏は 7 年前、旧日本軍の看護兵として 15 年間従軍した父、宮下利一氏の大量の文書を発見した。宮下氏は南京の 1644 部隊に所属し、表向きの任務は防疫と浄水だったが、731 部隊と連携し生物兵器の研究開発を行っていたとみられている。竹上氏は西山勝夫滋賀医科大学名誉教授とともに、この部隊の詳細、旧日本軍の生物戦ネットワークを調査した。5 月、国立公文書館は、1644 部隊と広州の 8604 部隊の全隊員の氏名、配属・転属日、住所などを記載した 1945 年作成「留守名簿」を竹上氏に公開した。1644 部隊は約 2,500 人で 731 部隊の 3,700 人に匹敵する大部隊だった。8604 部隊は約 1,000 人だった。さらに北京の 1855 部隊、シンガポールの 9420 部隊も類似部隊である。

戦後、これらの部隊で人体実験に携わった医師や医学研究者は、学界や産業界で重要な地位に就いた。戦時中の人体実験のデータを用いて、一流大学で学位を取得した疑いのある者もいる。731 部隊リーダーの石井四郎は連合軍により公職から追放されたが、石井の下で働いていた医師の内藤良一は日本血液銀行を設立した。これは後にミドリ十字となり、1980 年代に HIV 汚染血液事件に関与した。平房から 8000 枚の病理標本スライドを持ち帰った石川太智雄は金沢大学教授になった。研究データと引き換えに米国から免責特権が認められたため、彼らは誰も戦争犯罪で裁かれなかった。

名簿の公開は、長らくタブーとされてきた医療界の戦争責任への取り組みの遅れを象徴していると西山氏は語った。「医学教育では 731 部隊についてほとんど触れられていません。圧倒的多数の医学生は 731 部隊について何も知りません。知識がなければ将来同じような行為を犯してしまうか、従うしかないと感じてしまうかもしれません。医学に携わる者は誰も、そのような考えを持つべきではありません。」

軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
軍学共同反対連絡会事務局 メール pokojustice@gmail.com 小寺